

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月26日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称

令和8年度薬品

#### (2) 調達物品の仕様

品名、規格、指定品、単位及び年間予定数量は入札説明書別添「令和8年度薬品入札品目一覧表」（以下「入札品目一覧表」という。）のとおりとする。

#### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した入札金額（税抜）にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を入札書の入札金額（税抜）に記載すること。

また、この調達は入札書に記載された入札金額（税抜）による単価契約であり、年間予定数量は最低数量を保証するものではないので注意すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の理化学薬品に登録されている者であること

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷 526 番地 1

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所総務担当

電話 0858-35-5411

メールアドレス eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法

令和8年2月26日（木）から同年3月11日（水）までの間にインターネットのとりネット鳥取県衛生環境研究所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/eiken/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月26日（木）から同年3月11日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ。

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）、レターパックプラス（親展と明記すること。）又は民間

事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和8年3月25日（水）午後1時30分 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（火）午後5時までとする。）

イ 場所

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷526番地1  
鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所大会議室

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、入札者を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、入札書を持参して入札する場合は、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- （2）本件入札に参加を希望する者には、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により4の（1）の場所に、令和8年3月11日（水）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した入札金額（税抜）に入札品目一覧表に示すそれぞれの年間予定数量を乗じて得た額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

落札者の決定は品目ごとに行うこととし、本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。また、郵送等による入札者のくじ引きは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。